毎日新聞　2012年9月8日

〔第3種郵便物認可〕

「無謀運転」厳罰化へ

法制審に諮問　期待と懸念、交錯

滝実法相は7日、自動車の無謀運転事故に対する罰則の整備と、少年法の見直しを法制審議会に諮問した。京都府亀岡市で4月、集団登校中の児童ら10人がはねられて死傷した事故などの遺族らの訴えを受けた措置。交通事故や少年事件の被害者側からは期待の声が上がったが、専門家からは厳罰化傾向に対する懸念も示された。

無謀運転の罰則整備は①飲酒か薬物の影響②ハンドル操作が困難な高速度③人や他の車の通行を妨害する割り込み④高速での意図的な信号無視――の4類型に限られた危険運転致死傷罪（最高刑・懲役20年）に新しい類型を加える▽自動車運転過失致死傷罪（同7年）の法定刑を引き上げる▽両罪の間に位置する新しい罪名を設ける――の3案がある。

「交通事故被害者家族ネットワーク」の児玉正弘理事長（65）は「あまりにひどい事故が相次いでいる。無免許も含め悪質なケースは、全て一番重い危険運転致死傷罪が適用されるようにすべきだ」と話す。

一方、交通問題に詳しい高山俊吉弁護士（東京弁護士会）は「無謀運転は許されないが厳罰化を繰り返しても根本的な解決にならない。飲酒や無免許ではエンジンがかからない車を普及させるなど、より実効性のある対策を取るべきだ」と指摘した。また、少年法を巡っては、少年の法定刑の引き上げや、少年審判に検察官や弁護士が関わることができる事件の範囲を広げる見直し案が示されている。

「少年犯罪被害当事者の会」の武るり子代表（57）は「少年の法定刑が軽すぎることを指摘した裁判員裁判の判決もあったからか、ようやくここまで議論が進んだ。法定刑を引き上げることは厳罰化ではなく、適正化だ」と評価。検察官が少年審判に関わる事件の範囲が拡大することについて「被害者が求めてきた事実認定がきちんとされる審判が増えるという点では期待できる」と話した。

これに対し「『非行』と向き合う親たちの会」副代表で元東京家裁調査官の浅川道雄さん（81）は「少年法の厳罰化傾向は、教育と福祉を目的とした法の理念にも、国際的な潮流にも反している。検察官関与制度の範囲拡大も、審判の趣旨から離れていくものだ。法制審では、家裁調査官や少年院の法務教官など現場で少年の調査や更生に関わる職員たちの意見も聞くべきだ」と語った。【伊藤一郎】

被災マンション　一部同意で再建可

滝法相は「被災マンション法」と「罹災都市法」の見直しも法制審議会に諮問した。民法の原則では、地震で大きく傾いたマンションでも、部屋の所有者（区分所有者）全員の合意がないと取り壊せない。

だが、東日本大震災の被災地から、将来また災害があっても速やかに復興できるよう全員の合意を得なくても取り壊せる新制度を設けるべきだとの声が上がっていた。今回の諮問では、阪神大震災を受けて95年に制定された被災マンション法に、部屋の所有者の一定割合が合意すればマンションを取り壊すことができ、取り壊し後も敷地共有者の一定割合の合意でマンションの再建や敷地全体の売却ができる新制度を設けることを提案した。

罹災都市法については、法務省が今年8月に示した素案通り、被災者や被災自治体が利用しやすい特例の短期借地権を新設することなどを盛り込んだ見直し案を示した。

【伊藤一郎】